



子育て世帯を応援します。



大阪市では、活力ある大阪の実現に向け、現役世代への重点投資を行っています。
家庭での安心した子育てのため、子どもが笑顔で成長していくため、
待機児童対策をはじめとするさまざまな施策を進めています。

1. 平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします

「子ども・子育て支援新制度」
とは？

子育て中のすべてのご家庭を支援する国の制度です。

- 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。
- 幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。

これを受けて、市においても次のとおり新制度の実施に向けた準備を進めています。

問い合わせ

幼稚園に関すること ▶ こども青少年局管理課(幼稚園運営企画) 電話6208-8165 FAX6202-6963

保育所・認定こども園・地域型保育に関すること ▶ こども青少年局保育企画課(こども子育て支援制度構築) 電話6208-8342 FAX6202-9050

幼稚園

対象年齢:3～5歳

利用できる保護者:制限なし

概要:幼児期の教育を行う学校。昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後等に教育活動(預かり保育)などを実施。

認定こども園

普及を図ります!

対象年齢:0～5歳

利用できる保護者:

0～2歳…保育を必要とする保護者

3～5歳…制限なし

概要:教育と保育を一体的に行い、地域の子育て支援も行う施設。保護者の働いている状況にかかわらず利用できます。

保育所

対象年齢:0～5歳

利用できる保護者:

保育を必要とする保護者

概要:就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設。夕方までの保育のほか、園(所)により延長保育を実施。

地域型保育

NEW!

対象年齢:0～2歳

利用できる保護者:

保育を必要とする保護者

概要:少人数単位(19人以下)できめ細かな保育を行う事業。待機児童の解消に向けて、新たな認可事業として始めます。

上記施設を利用する場合は、保育の必要性などの認定が必要となります。

- 幼稚園(新制度に参入)※
- 認定こども園(保育を必要としない場合)
- 認定こども園(保育を必要とする場合)
- 保育所
- 地域型保育

園を通じて大阪市内に認定申請
(入園が内定してから申請になります。)

区役所に認定申請+利用申し込み
(区によって保育所等を通じての場合もあります。)

※新制度に参入しない私立幼稚園への入園手続きは、従来どおり幼稚園に直接申し込みとなります。
(認定は不要です。)

〈保育料の負担の考え方について〉

「子ども・子育て支援新制度」が始まることにあわせて、市税投入の公平性の観点から、幼稚園においても保育所と同様に公立・私立の区別なく利用者負担額を統一する方向で、また、保育所か幼稚園か認定こども園かに関わらず、それぞれ国の示す保育料の基準額から同程度の割合で負担軽減を行う方向で検討しています。

こうした考え方にもとづく保育料については、今後、市会での議論をふまえ、決定後に改めてお知らせさせていただきます。

※新制度に参入しない私立幼稚園の保育料は、従来どおり幼稚園が決定します。

2. 幼稚園児を募集します

対象 3歳児～5歳児

(平成21年4月2日～平成24年4月1日生まれ)

市立幼稚園では、3歳児の募集は一部の園で行います。
また、私立幼稚園の一部の園では、満3歳児からの募集となります。

期間 市立幼稚園 願書交付:10月1日～10月10日
願書受付:10月1日～10月16日
私立幼稚園 願書交付:9月1日～
願書受付:10月1日～

場所 各幼稚園

問い合わせ こども青少年局管理課(幼稚園運営企画)
電話6208-8165 FAX6202-6963

3. 子どもの医療

子どもの医療費を助成します

15歳(中学校修了)までの子どもが病院・診療所などで受診した場合、保険診療が適用された医療費の自己負担等を助成。
2歳までは保護者の所得制限はありません。

問い合わせ こども青少年局こども家庭課(医療助成)
電話6208-7971 FAX6202-4156

自立支援医療(育成医療)

身体に障がいのあるお子さん、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患のあるお子さんが指定自立支援医療機関における治療を受けるときに要する医療費の一部を公費により負担します。

問い合わせ 大阪市保健所管理課(保健事業)
電話6647-0650 FAX6647-0803

4. その他の子育て支援

病児・病後児保育

病気回復期で、保育所などに通えず、家庭での保育も困難な場合、子ども(小学校3年生まで)を保育所・医療機関等の実施施設でお預かりします。医療機関では回復期に至らない子どももお預かりすることができます。(病状等により、お預かりできない場合もあります。)

一時保育・子どものショートステイ

保護者の方が病気や仕事、冠婚葬祭等で保育が困難なときに、小学校入学前の子どもを一時的に、昼間(保育所等)または、宿泊を伴う形(乳児院等)でお預かりします。

地域子育て支援拠点

乳幼児をもつ親と子どもの交流の場を提供し、育児相談や情報提供などを行っています。

子育て応援サイト「すくすく」

各区保健福祉センター、子ども・子育てプラザでは、サイトをより便利に活用するためのミニブックを無料配布しています。

問い合わせ こども青少年局管理課(子育て支援) 電話6208-8111 FAX6202-6963

子育て
応援サイト



5. 塾代の助成

塾代助成事業の平成26年12月からの利用申請を受け付けます。

この事業は子どもたちの学力や学習意欲の向上を図り、個性や才能を伸ばす機会を提供するとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、学習塾などの費用を、月額1万円を上限に助成する制度です。

対象 市内在住の市立中学校などの中学生の保護者のうち、平成26年度の「大阪市児童生徒就学援助制度」の認定を受けている方、または生活保護を受給している方。

締切 10月15日(助成を受けるためには申請が必要です。)

詳しい申請方法などは、9月上旬に学校を通じて配付する資料をご覧ください。また、専用ホームページにも掲載しています。

問い合わせ 大阪市塾代助成事業運営事務局 電話6452-5273 FAX6452-5274